

奈良県における消費者行政活性化基金による取組状況(H21～25年度)

近年の消費生活相談の複雑化・高度化に対応するため、平成21～25年度を消費者行政活性化のための「集中育成・強化期間」とし、地方消費者行政活性化交付金等をもとに平成20年度に造成した「奈良県消費者行政活性化基金」を活用して、県及び市町村の消費者行政の強化・充実に取り組む。

奈良県消費者行政決算内訳

	消費者行政 決算合計	消費者行政活性化基金 (※2)						自主財源					
		県		市町村		計		県		市町村		計	
		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
平成20年度	78,811	-	-	-	-	-	-	49,078	62%	29,733	38%	78,811	100%
平成21年度	150,402	42,722	28%	14,809	10%	57,531	38%	53,464	36%	39,407	26%	92,871	62%
平成22年度	165,888	34,388	21%	35,859	22%	70,247	42%	56,234	34%	39,407	24%	95,641	58%
平成23年度	161,025	26,877	17%	42,965	27%	69,842	43%	48,539	30%	42,644	26%	91,183	57%
平成24年度	148,121	26,870	18%	34,844	24%	61,714	42%	46,788	32%	39,619	27%	86,407	58%
平成25年度(※1)	166,277	29,037	17%	33,741	20%	62,778	38%	59,861	36%	43,638	26%	103,499	62%
合計(H21～H25)	791,713	159,894		162,218		322,112		264,886		204,715		469,601	

※1 事業計画額

※2 「地域活性化・生活対策臨時交付金」を除く。

市町村の相談窓口の開設状況(広域連携含む)

窓口開設市町村		平成20年度末	平成25年度当初
設置済		29市町村	39市町村
うち週4日以上		4市	22市町村(8町村)
うち週3日		1市	3市町
うち週2～1日		24市町村	14市町村
未設置		10町村	0
合計		39市町村	39市町村

※消費者安全法に規定する消費生活センター：4市～6市

(注：()内の数値は、行政職員を含め、窓口を週4日以上開設している町村数)

メニュー別「地方消費者行政活性化基金」活用状況 (H21～24年度累計)

	県分	市町村分	合計
○消費生活センター機能強化	10.8%	7.7%	9.3%
○消費生活相談事業スタートアップ事業	0.0%	12.4%	5.9%
○消費生活相談員養成事業	22.8%	0.0%	11.9%
○消費生活相談員等レベルアップ事業	3.4%	4.3%	3.8%
○消費生活相談員窓口高度化事業	0.3%	5.5%	2.8%
○食品・表示安全機能強化事業	1.4%	0.0%	0.7%
○消費者教育・啓発活性化事業	11.8%	33.6%	22.2%
○商品テスト強化事業	15.4%	0.8%	8.4%
○一元的相談窓口緊急整備事業	24.4%	33.4%	28.7%
○苦情処理委員会活性化事業	0.0%	0.0%	0.0%
○消費者行政活性化オリジナル事業	9.6%	2.3%	6.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

※「地域活性化・生活対策臨時交付金」を除く。

相談員の増員

年度	県		市町村	
	定数(人/日)	実人数	定数(人/日)	実人数
平成20年度	8人/日	12人	35人	
平成21年度	8人/日	12人	35人	
平成22年度	10人/日	15人	43人	
平成23年度	11.6人/日	16人	47人	
平成24年度	11.6人/日	15人	49人	
平成25年度	11.2人/日	15人	49人	

(県の増員理由)

- ・消費者庁創設に伴い増大する相談業務への対応(H22)
- ・市町村支援への対応(H23)
- (相談員の確保)
- ・消費生活相談員養成研修の実施(H21～H22)
- ・有資格者10名を養成
- ・消費生活相談有資格者バンクの設置(H21～)
- H26.1末現在、29名が登録

相談員の待遇改善

県センター相談員の報酬引き上げ	
年度	日額報酬
平成20年度	8,060円/日
平成21年度	8,780円/日
平成23年度	11,000円/日

※通勤手当：36,000円/月額(上限)

(市町村)
H25.4現在、11市町が報酬引き上げや社会保険の加入等の待遇改善を実施。(うち基金活用は10市町村)

事業者専門指導員の配置

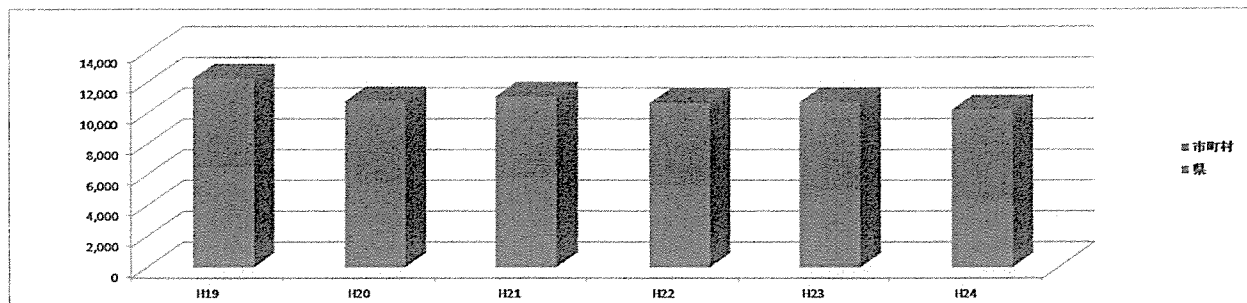
年度	配置場所	人数	合計
平成21年度～	消費・生活安全課	1名	1人
平成23年度～	県消費生活センター	1名	2人

悪質事業者に対する取り締まりを強化するため、警察官OBを事業者専門指導員として配置

本課：特高法等法執行

センター：あっせん等相談支援

県内消費生活相談件数の推移(H19～H24)



	H19		H20		H21		H22		H23		H24	
県	6,496	52.9%	5,453	50.5%	5,845	52.6%	5,357	50.1%	5,070	47.1%	4,458	43.5%
市町村	5,784	47.1%	5,346	49.5%	5,262	47.4%	5,325	49.9%	5,685	52.9%	5,802	56.5%
計	12,280	100%	10,799	100%	11,107	100%	10,682	100%	10,755	100%	10,260	100%

市町村：市町村における消費相談窓口の受付相談件数

県：県消費生活センター(中南和相談所含む)における消費相談窓口の受付相談件数